

参考例 保険料が年間46,000円の場合

※平準化により年間の保険料額が変わることはありません。

※平準化を行う時点では、当該年度の年間保険料額は確定していませんので、前年度と同額と仮定して計算しています。

令和3年度

・1回あたりの天引き額が仮徴収額と本徴収額で約7,000円の差があります。

仮徴収			本徴収		
令和 3年4月	令和 3年6月	令和 3年8月	令和 3年10月	令和 3年12月	令和 4年2月
4,300	4,300	4,300	11,100	11,000	11,000



令和4年度

《平準化しない場合》
・仮徴収額と本徴収額の金額の差が残ったままになります。

仮徴収			本徴収		
令和 4年4月	令和 4年6月	令和 4年8月	令和 4年10月	令和 4年12月	令和 5年2月
11,000	11,000	11,000	4,400	4,300	4,300



仮徴収額と本徴収額がほぼ同じになるように6月と8月の仮徴収額を調整します。

《平準化する場合》
・仮徴収額と本徴収額の1回あたりの天引き額がほぼ同じになります。

仮徴収			本徴収		
令和 4年4月	令和 4年6月	令和 4年8月	令和 4年10月	令和 4年12月	令和 5年2月
11,000	<u>7,000</u>	<u>7,000</u>	<u>7,000</u>	<u>7,000</u>	<u>7,000</u>



令和5年度

・翌年度以降、仮徴収額と本徴収額の間で大きな金額の差は生じなくなります。

仮徴収			本徴収		
令和 5年4月	令和 5年6月	令和 5年8月	令和 5年10月	令和 5年12月	令和 6年2月
<u>7,000</u>	<u>7,000</u>	<u>7,000</u>	8,400	8,300	8,300